

公益社団法人秋田県手をつなぐ育成会

役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下「公益認定法」という。）第5条第13号及び公益社団法人秋田県手をつなぐ育成会（以下「育成会」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 常勤役員とは、会員総会で選任された理事のうち、育成会を主たる勤務場所とし、週3日以上育成会の業務に従事する者をいう。
- 4 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- 5 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんは問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 6 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 育成会は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。ただし、事務局長を兼務する役員には支給しない。

- 2 常勤役員の報酬等は月額報酬、管理職手当、特別手当とする。
- 3 非常勤役員には、報酬等を支給しない。
- 4 3項に定める報酬のほか、常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

(報酬等の決定基準)

第4条 常勤役員の報酬等は、会員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表に基づきその職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(報酬等の支払方法)

第5条 常勤役員の報酬等は、その金額を通貨で、直接常勤役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき常勤役員の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その常勤役員に

支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 常勤役員が報酬等の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(特別手当を除く)は、その月の月額の全額を毎月25日に支給する。

ただし、支給日が休日に当たるときは、公益社団法人秋田県手をつなぐ育成会給与規程(以下「給与規程」という。)第3条第1項の規定に準じて支給する。

- 2 常勤役員の特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、給与規程第3条第1項の規定に準じて支給する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当を支給する場合には、給与規程第7条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 通勤手当の月額は、職員給与規程第8条第1項及び第2項に規定する額とする。
3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

(日割計算)

第8条 新たに常勤役員になった者には、その日から月額報酬(通勤手当及び特別手当を除く。以下この条について同じ。)を支給する。

- 2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの月額報酬を支給する。
3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの月額報酬を支給する。
4 第1項又は第2項の規定により月額報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(費用)

第10条 育成会は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 前項の費用の額については、育成会旅費規程に定める金額とする。

(公表)

第11条 育成会は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人秋田県手をつなぐ育成会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

別表

1. 月額報酬

(単位：円)

号	報酬月額
第1号	120,000
第2号	125,000
第3号	130,000
第4号	135,000
第5号	140,000

号	報酬月額
第6号	145,000
第7号	150,000
第8号	155,000
第9号	160,000
第10号	以降同額

2. 管理職手当

(単位：円)

月額	10,000
----	--------

3. 特別手当

報酬月額の3か月分を年2回に分けて6月と12月に支給